

調達管理番号・案件名	
25a00180_インドネシア国食料安全保障のための農業計画戦略策定プロジェクト	

質問と回答は以下のとおりです。

2025年7月14日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	(ア)プロジェクトチーム【JCCの定義について】	「農業省計画局の各チーム及び受注者より構成される。プロジェクトの実施を担うこととし、合同調整委員会(JCC)のメンバーと同様のメンバーからなる」とありますが、JCCのメンバーは農業省計画局および受注者だけでなく、農業省内の各総局、研究機関、関連省庁からの参加は想定されないのでしょうか。 プロジェクトチーム、ワーキンググループ、JCCのメンバー(役職などを含む)や定義について改めてご説明ください。	JCCの必須出席者は農業省計画局、受注者、在インドネシア日本大使館、JICAとなります。一方、農業省内の各関係総局は、必要に応じてオブザーバーとしてJCCに参加していただくことを想定しています。配付資料「署名済みR/D」のAnnex6にJCCメンバーのリストがありますので、ご参照ください。 また、プロジェクトチーム、ワーキンググループ、JCCの関係及びメンバーについては配付資料「署名済みR/D」のAnnex5をご参照ください。
2	11	P.11「(5)自給改善計画の位置づけ」 P.13「(1)プロジェクトの活動に関する業務」 【自給計画とプログラム管理ガイドラインの関係について】	P.11「自給改善計画の位置づけ」においては、「自給改善計画は基本的にプログラム管理ガイドラインに沿って作成するものとする」とありますが、P.13「プロジェクトの活動に関する業務」では、「⑥・・・自給改善計画を作成する」「⑦・・・プログラム管理ガイドラインを取りまとめる」という順番となっております。それぞれに想定される位置づけと作成の順番について改めてご説明いただけますでしょうか。	公示資料の中に説明がある通り、自給改善計画は産地の現状・目標達成阻害要因の分析やその対応策が組み込まれたもの、プログラム管理ガイドラインは計画の策定・モニタリング・評価・見直しのサイクルが組み込まれたものを想定しています。 p13「(1)プロジェクトの活動に関する業務」の①～⑦の内容については、必ずこの時系列で進めていただきたいという旨のものではありません。従い、自給改善計画案とプログラム管理ガイドライン案を並行して作成したうえで、両者を照らし合わせながら現実的なものへ改訂し最終化いただくことを想定しています。
3	13	2. 本業務に係る事項(1)プロジェクトの活動に関する活動	⑩ 活動 ⑧で承認された自給改善計画に基づき該当するRENSTRAもしくはRENJA(省及び各総局・局の単年度活動計画)・RKA(省及び各総局・局の単年度予算計画)の改訂案を提案する。とありますが、この活動の実施主体はワーキンググループ、計画局、プロジェクトチームのいずれになりますでしょうか。 また、ここに記載の計画文書それぞれについて個別の改定案を提案することを求めているものなのか、あるいは、総局・局が今後改訂を行う上での一般的な留意事項を取りまとめを求めるものなのかなど、「改定案の提案」についての詳細をご説明ください。	p13「(1)プロジェクトの活動に関する業務」に記載のある活動①～⑩は、全てプロジェクトチームが実施主体となります。他方、ワーキンググループとの情報交換・意見交換は必要に応じて積極的に行っていただくことを想定しておりますし、プロジェクト終了後も農業省計画局が自発的にRENSTRA/RENJA/RKAの改訂提案を行えるように、農業省計画局には特に活動⑩のプロセスに積極的に参画していただくことを意図しています。 活動⑩は、一般的な留意事項の取りまとめではなく、RENSTRA/RENJA/RKAについて個別の具体的な改訂案提案を求めるものです。ただし必ずしもすべての文書に対する提案を求めておらず、プロジェクト内で取り組むべき文書を選択し、改訂作業を行ってもらう想定です。 RENSTRAは策定後に複数回の改訂を行うことが一般的ですが、改訂に要する時間が明確にシつらく、単年度計画であるRENJA/RKAのほうが改訂の実現性が高いことから、活動⑩の記載内容を設定しております。
4	15	「⑥環境社会配慮に係る調査」 【環境社会配慮とフードシステムとの関連について】	「⑥環境社会配慮に係る調査」に「フードシステムの観点を考慮し、その内容を自給改善計画及びプログラム管理ガイドラインに反映する」という記載がある意図は、どのようなものと理解すればよいでしょうか。特に、フードシステムの観点と環境社会配慮との関連性についてご説明いただけますと幸いです。	公示資料の脚注12に記載の通り、「フードシステム」は、生産から廃棄までの全過程における活動が組み込まれている広範な経済的、社会的、自然環境の要素を含んだ概念です。従い、農業活動による環境的・社会的な負の影響を考慮し、自給改善計画及びプログラム管理ガイドラインに反映していただくことを想定しています。
5	16	FR	FRの提出時期は2027年1月の間違いではないでしょうか。	2027年1月が正しい提出時期です。訂正しお詫びいたします。

以上